

●香川県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年10月6日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

令和5年10月6日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木国分寺線（12号）
- 3 道路の区域

| 区 間   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                      |
|---|-----------------|---------------|--------------------------|
| 高松市川島東町字北横内391<br>番23地先から<br>高松市川島東町字北横内384<br>番3地先まで | 8.4~33.6        | 152           | 令和3年4月16日付け香川県告示第199号の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和5年10月6日